

◎ 子育てのための休暇・休業等制度一覧



女性が利用できる制度



男性が利用できる制度

		女性が利用できる制度		男性が利用できる制度		妊娠	産前8週	産後2週	1歳	3歳
						産前16週	出産	産後8週	1歳6月	小学校就学
制 度		対象者		内容・利用限度等		利用期間				
妊婦通勤混雑緩和休暇	有給			・ 交通機関の混雑を避けるため ・ 勤務時間の始め又は終わりに1日1時間以内		妊娠～出産				
妊婦休養・補食休暇	有給			・ 母体・胎児の健康保持のため ・ そのつど必要と認める時間		妊娠～出産				
妊娠嘔吐（つわり）休暇	有給			・ つわりのために勤務が困難なとき ・ 14日以内（日、時間）		妊娠～出産				
妊産婦保健指導・健康診査休暇	有給			・ 保健指導や健康診査を受けるため ・ そのつど必要と認める時間		妊娠～産後1年				
妊産婦時間外・休日・深夜勤務の制限	—			・ 時間外勤務、休日勤務、深夜勤務しない		妊娠～産後1年				
配偶者出産休暇	有給			・ 妻の出産に伴う入退院の付き添い、出生届など ・ 5日以内（日、時間）		産前16週～産後2週				
産前産後休暇	有給			・ 出産のため		産前8週～産後8週				
産後家族看護等休暇	有給			・ 配偶者の出産後の世話等 ・ 15日以内（日）		産後1月				
育児参加休暇	有給			・ 生まれてくる子又は小学校就学前の子の養育 ・ 5日以内（日、時間）		① 産前8週～産後1年		男性職員の育児参加休暇		
				・ 出産に係る子の養育 ・ 15日以内（日）		② 産後8週		新生児育児参加休暇		
育児休業	無給			・ 3歳未満の子の養育 ★ 1歳までは育児休業手当金が支給されます。		～3歳				
育児部分休業	減額			・ 小学校就学前の子の養育 ・ 勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内		～小学校就学前				
育児時間休暇	有給			・ 1歳6月未満の子の養育 ・ 1日2時間以内（時間）		～1歳6月				
育児短時間勤務	減額			・ 小学校就学前の子の養育 ・ 通常よりも短い時間での勤務（週3日、週2日半等）		～小学校就学前				
時間外勤務の免除・制限 深夜勤務の制限	—			・ 小学校就学前の子の養育 ・ 時間外勤務の免除・制限、深夜勤務の制限		～小学校就学前				
家族看護等休暇	有給			・ 子や配偶者、孫等の看護（子、孫の予防接種、学級閉鎖、学校行事等も対象） ・ 1年に5日以内(日、半日、時間)[義務教育終了前の子が2人以上:10日以内]		子、孫の年齢要件なし				
時差出勤制度	—			・ 1日の勤務時間を変えずに始業・終業時間を変更		子の年齢要件なし				
テレワーク（在宅勤務）	—			・ 自宅等（職員の自宅及び所属長の承認を受けた場所をいう。）でパソコンを使って勤務		子の年齢要件なし				
フレックスタイム制	—			・ 単位期間（1～4週間）の勤務時間の総量を変えずに1日当たりの勤務時間を変更		子の年齢要件なし				
出生サポート休暇（短期）	有給			・ 不妊治療のため ・ 1年に10日以内（日、時間）						
出生サポート休暇（長期）	減額			・ 不妊治療（体外受精及び顕微授精に限る）のため ・ 1年以内（日）						